

# 高島市大規模災害対応等検証報告書

## 目次

はじめに	1
被害想定	1
課題の抽出および対応策	2
1. 本部運営体制	2
(1) 参集人員不足への対応	2
(2) 防災拠点の代替施設	3
(3) 通信手段の確保	4
(4) 支援物資等の調整	5
(5) 行政業務データの確保	6
2. 災害応急対応	7
(1) 救出救助・消火活動	7
(2) ライフラインの確保	8
(3) 家屋倒壊への対応	9
3. 避難所	11
(1) 広域避難所	11
(2) 福祉避難所	12
(3) ペット対策	13
4. その他	14
(1) 遺体収容所	14
資料 災害時の応援協定先一覧	

平成28年7月

高 島 市

## ■はじめに

平成28年4月14日に発生した熊本地震においては、6月20日現在まで、震度7の前震・本震を含め、震度5弱以上の大地震が19回も発生するなど、未曾有の大災害となった。

この熊本地震は、本市で想定されている琵琶湖西岸断層帯地震と同様の内陸直下型地震であり、本市においても同様の被害の発生が危惧される場所である。

こうした大規模災害の発生に備える必要があることから、市では大規模災害対応等検討プロジェクトチームを設置し、今一度大規模災害時における具体的な課題の整理、その対応策について、検討・検証を行った。

なお、この検証結果を基に現行の高島市地域防災計画を見直すこととする。

## ■被害想定

災害想定 地震（琵琶湖西岸断層帯北部を震源とするM7.8、震度7の地震が発生）

発生時期 冬季・深夜

被害状況	本庁舎	使用可
	別館	使用不可
	各支所	高島支所を除き使用不可
	広域避難所	約9割使用可
	避難者数	約11,500人（発災1週間後の最大数）
	市職員の参集割合	約5割（発災当初の割合）

電気・水道・通信網が途絶（概ね2週間で応急復旧）

幹線道路の途絶により隣接自治体へのアクセス不可（概ね3日で応急復旧）

琵琶湖岸等で液状化が発生

※検討・検証を行うにあたっては、琵琶湖西岸断層帯での地震被害想定を基に熊本地震など他の被災地での災害対応等における課題も考慮した。

## ■課題の抽出および対応策

前述の被害想定のもと、災害対応において考えられる課題を抽出した。また、抽出された課題に対して、その対応策を示した。

# 1. 本部運営体制

## (1) 参集人員不足への対応

### ① 課題

大規模災害発生時、市職員自身あるいは家族の被災、または交通網の損壊などにより、市職員の参集場所への到着が遅延する可能性が高く、発災直後においては人員不足により、災害対策本部および地区本部が十分な機能を発揮できない状況となる。

また、冬季の深夜で積雪がある場合には、さらに深刻な人員不足に陥ることが考えられる。

参集人員が不足するなか、どのような対応が必要となるか対策を講じる必要がある。

### ② 対応策

初動対応の遅れは、以後全ての災害対応に支障をきたすこととなるため、市職員は、日頃から自宅等において自身や家族が被災しないための対策に努める。

参集人員が不足する場合において、一人の職員が複数の業務を行うことが想定されるため、他の業務についても対応が可能となるよう対策を講じる。

また、人員不足による災害対策本部および地区本部の機能不全に対応するため、災害時応援協定団体や関係機関等に人的支援を求めるなどの対策を講じる。

ア. 市職員は、自宅の耐震補強や家具の転倒防止などの対策を行い、自身や家族が被災しないよう努めることとする。

また、自転車やバイクなど機動性のある移動手段の確保に努め、参集場所に至るルートを複数設定するなど、可能な限り参集時間の短縮に努める。

イ. 災害対策本部および地区本部における災害対応業務は多岐にわたることから、担当以外の者であっても即時対応が可能となるよう、各対策班の業務についてマニュアルを作成するとともに、職員研修等を通じて業務内容の共通理解を図る。

ウ. 大規模災害時など人員が不足する場合、災害時応援協定団体等に対し応援要請を行うこととなるが、通信手段が途絶した場合などを想定し、災害時応援協定団体等に対し、災害対策本部または地区本部への調整要員の派遣とその基準について明確化する。

## (2) 防災拠点の代替施設

### ① 課題

防災拠点が被災し使用不能となった場合、災害対策本部等が設置できず、活動体制全体に遅れが生じ、迅速な災害対応を指揮することが困難となる。

また、災害対応以外の業務（通常業務）を行うことが困難となるため、代替施設での対応が必要となる。

### ② 対応策

防災拠点施設において、耐震構造を有しない施設については代替施設を指定する必要がある。

なお、現行の防災計画においては教育委員会と別館の代替施設が指定されていなかったことから、代替施設の指定を行う。

#### 防災拠点の代替施設一覧

防災拠点施設	代替施設
マキノ支所	マキノ健康福祉センター
今津支所	今津保健センター
朽木支所	朽木公民館
安曇川支所	安曇川ふれあいセンター
教育委員会	安曇川ふれあいセンター
市役所別館	今津図書館

※市役所本庁舎、高島支所および新旭保健センター（新旭地区本部の暫定的な参集場所）は、耐震構造を有するため、代替施設の指定は行わない。

ア. 万一、代替施設が被災し使用不能となった場合には、民間宿泊施設のホール等の借用を検討するとともに、やむを得ない場合については、各防災拠点隣接の駐車場等においてテントを展張し、災害対策本部または地区本部を設置する。

災害対策本部用テントについては、冬季での使用も考慮し、防災用エアテント等の整備を行うものとする。

なお、安曇川ふれあいセンターおよび朽木公民館は広域避難所として指定をしていることから、地区本部等の設置により、避難スペースが不足する場合は、避難者を最寄りの避難可能な広域避難所へ誘導するものとする。

### (3) 通信手段の確保

#### ① 課題

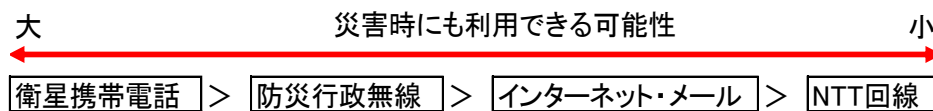
通信網の途絶等で電話が不通となるとともに、長期の停電や無線中継局の倒壊により防災行政無線が使用不能となった場合、関係機関や応援協定団体等との通信手段が皆無となる。

また、情報通信が途絶することにより被災状況や対応状況等の情報収集、住民への情報伝達も困難となることから、災害対応に遅れが生じる。

#### ② 対応策

市では、電話等の通信網が途絶した場合に備え、衛星携帯電話9台を所有しており、本庁舎(1)、各支所(5)、別館(1)、消防本部(1)、市民病院(1)間での通信を確保している。

災害時に使える可能性が高い通信手段は次のとおり。



ア. 衛星携帯電話は、情報通信を行うための最終手段の一つでもあることから、耐震性のある施設に保管するものとする。

また、バッテリー等の補充やメンテナンスを日頃から行い、常に良好な状態を保っておく。

なお、県も衛星携帯電話を所有していることから、通信網が途絶えた場合の県との通信には衛星携帯電話を使用することとし、あらかじめ電話番号を共有するとともに、定期的な通信訓練を行うものとする。

イ. 移動系防災行政無線機器については、庁舎倒壊により機器自体が損傷、あるいは持ち出し不能となる可能性があるため、あらかじめ公用車に積載するなどの措置を図る。

ウ. 防災関係機関等を通じた通信手段の確保については、「高島アマチュア無線非常通信ネットワーク」と災害時応援協定を締結していることから、アマチュア無線を拠点施設等に配備するなどし、通信の確保を図る。

また、総務省近畿総合通信局では、非常災害時に移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線）の貸し出しを行い、通信手段の確保を支援する体制を整えていることから、災害時にはこれらの機器の活用を図る。

エ. 住民への情報伝達については、その時使用できるあらゆる通信手段を用いて行うが、全てのライフラインが途絶した場合は、防災ヘリや警察ヘリ等による空からの情報伝達について関係機関に協力を求めるほか、市職員や消防団員等による足による情報伝達を行うなど、可能な限り迅速な情報伝達に努める。

また、消防・警察・自衛隊等が所有する無線機器等を通じた通信連絡等についても協力を求めるものとする。

オ. 熊本地震においては、通信事業者が発災後数日から一週間程度で衛星携帯電話、特設公衆電話、特設公衆Wi-Fi等を広域避難所に設置した。特に公衆Wi-Fiについては、益城町の各避難所で町職員間の通信連絡に活用された実績があることから、今後、びわ湖FreeWi-Fiなど拡大が見込まれる公衆Wi-Fi設備を整備するなど、防災面を考慮した設備の充実を図っていく。

#### (4) 支援物資等の調整

##### ① 課題

発災数日後には、国や周辺自治体等から様々な支援物資が大量に搬送されてくることが想定されるが、それらを仕分け、搬送を指示するための人員が不足する。

また、道路網の途絶により、物資は十分に確保されているにもかかわらず、指定広域避難所へ物資が配送できない事態が発生する。

##### ② 対応策

市職員だけでは、膨大な支援物資を的確に集積、仕分け、配送するノウハウに乏しいことから、災害時応援協定団体等に対し人的支援を含めた必要な支援を要請する。

また、物資総合集積拠点（兼基地ヘリポート）である今津総合運動公園・びわ湖こども国に「支援物資調整所」を設置することとし、協定団体会員の常駐により、支援物資の受入、仕分け、配送を円滑に進める体制を構築する。

ア. 本市においては、支援物資等の集積や搬送について、農業協同組合、滋賀県トラック協会湖西支部と災害時応援協定を締結していることから、発災後速やかに対応を要請し、支援物資受入体制等を整えることとする。

なお、現行の災害時応援協定には、支援物資の仕分け等作業は協定に含まれていないことから、早急に協定内容の変更について、関係者と協議を行う。

ただし、支援物資の集積、配送については、道路網の応急復旧が前提であり、特に冬季においては復旧に時間を要する場合は考えられることから、発災初期の段階ではヘリコプター等を使用した空路輸送を中心とした物資の受入体制を整える。併せて、液状化の影響が無い場合は、湖上輸送も並行して行う。

イ. 大規模災害発生時には、避難所への備蓄物資の搬送が困難となることも予想されるため、必要最低限の物資について、避難所もしくは避難所の最寄りの施設等への分散備蓄について検討するものとする。

また、冬季を想定し、石油ストーブの備蓄を行っているが、暖房器具が不足する可能性もあることから、災害時応援協定団体等へストーブなど暖房器具の供給を要請し、その確保に努めるとともに、燃料について一定量の備蓄を行う。

なお、冬季においては火器の使用が多くなることから、防火対策について啓発を行うとともに、避難所に設置されている消火器の増設を行う。

## (5) 行政業務データの確保

### ① 課題

大規模災害発生時には、災害応急対策業務と並行し、非常時優先業務を行う必要がある。

市役所本庁舎等の被災等により、基幹業務系システム、内部情報系システムの使用ができなくなるおそれがあることから、必要なデータの保存等の対応が必要となる。

### ② 対応策

市役所本庁舎設置のサーバデータを別拠点に分散保管し、データ喪失のリスク低減措置を図る。

ア. 基幹業務系および内部情報系システムデータを市外遠隔地データセンターへバックアップデータを保管する等の整備を早期に行う。

なお、整備が完了するまでの間は、基幹業務系システムのバックアップテープを会計課の金庫に保管することとする。

## 2. 災害応急対応

### (1) 救出救助・消火活動

#### ① 課題

参集人員の不足、通信手段が途絶えることにより、被災状況や対応状況などの情報収集に時間がかかるとともに、道路網が途絶することにより、救出・救助、消火活動等に遅れが生じ、効率的な活動が困難となる。特に冬季においては積雪があるため、救出・救助等に困難を極めることが予想される。

また、応援団体等への要請も遅れる可能性があり、災害応急対応全体に遅れが生じると考えられる。

#### ② 対応策

通信網や道路網が途絶し、被害が広範囲にわたる場合、公的機関による活動には限界があるため、地域の消防団や自主防災組織など、地域住民の協力による救出・救助、消火活動などが速やかに行われる必要がある。

そのためには自主防災組織等に対し、平常時から必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要がある。

また、災害対策本部および地区本部は、各関係機関等の協力のもと、迅速に被害状況の把握を行い、効果的な応急対策を講じる必要がある。

また、防災関係機関においては、被害の情報収集を迅速に行い、救助や復旧が必要な箇所、被害規模等の把握を行うとともに、情報共有と連携による効率的な活動を行う必要がある。

ア. 防災リーダーを対象とした研修会、防災出前講座等により住民の防災意識の高揚、防災知識の向上を図るとともに、自主防災組織が整備する資機材の購入経費を補助するなど、地域防災力の向上を図ることで減災に繋げる。

また、自主防災組織等に対しては、冬季における災害発生を想定するなど実効性のある訓練の実施と、その検証から得られた結果に基づき、必要な資機材の整備等を行うよう促す。

イ. 甚大な被害が発生している場合は、県を通じ、速やかに自衛隊、緊急消防援助隊等の災害支援要請を行うとともに、防災ヘリや県警ヘリ等によるヘリコプターテレビ中継システム（ヘリテレ）映像等により、市内の被災状況を迅速に把握し、関係機関が連携した情報共有のもと効果的な応急対策を講じる。



ウ. 道路が通行不能となった場合には、重機等の輸送が困難となるため、あらかじめ建設業協会において、加入事業者の重機等が市内の工事現場などの場所に所在しているかを把握し、迅速な対応に努める必要がある。

## (2) ライフラインの確保

### ① 課題

当市の立地条件から、大規模地震が発生した場合、湖岸周辺部の液状化現象、山間部の土砂崩れなどにより、ライフラインが甚大な被害を受ける可能性が高い。特に冬季においては雪崩等の発生による道路の通行不能、凍結による水道管等の破損など、更なる被害の拡大が予想される。

市内広範囲にわたる道路網の損壊、通信網の途絶、停電・断水の発生などにより、救出・救助などの初動活動に遅れが生じるほか、避難所等に対する給水や支援物資の搬送など、被災者への支援活動に大きな支障をきたすこととなる。

### ② 対応策

ライフラインの応急復旧等については、住民の生命・身体を守るためにも、迅速な対応が求められることから、災害対策本部および地区本部はもとより、関係機関・団体および災害時応援協定団体等との連携により、早期の応急復旧を図ることとする。

ただし、車両の使用が必要な対応については、道路網の応急復旧が前提であることから、ただちに関係団体等に対し要請を行うとともに、発災初期の段階ではヘリコプター等を使用した資機材・物資輸送を行う。

ア. 災害時応援協定に基づき、滋賀県建設業協会高島支部へ道路等公共施設の応急復旧を要請する。

また冬季においては、緊急輸送道路や避難所グラウンドの除雪についても要請を行う。

イ. 国土交通省が被災地において情報収集・災害対策支援を行うリエゾン（災害対策現地情報連絡員）や災害応急対策に対し技術的な支援を実施するテックフォース（緊急災害対策派遣隊）の派遣を受け、早期の応急復旧を図る。

ウ. 電力事業者、各通信事業者、上下水道事業者等には、早期復旧を要請するとともに、移動電源車や通信設備等の提供を要請する。

エ. 電源の確保については、市が備蓄する発電機を各避難所等に配備するほか、総務省近畿総合通信局による移動電源車の貸与を要請するとともに、災害時応援協定に

基づく滋賀県電気工事工業組合高島支部からの発電機貸与、アヤハディオ、コメリ、ナフコからの発電機供給などを要請し、電源確保に努める。

オ. 飲料水については、市の備蓄物資であるペットボトル水を速やかに供給することとし、市所有の給水車、給水タンクを配備するほか、災害時応援協定団体（農業協同組合等）からの物資供給、自衛隊給水車の派遣要請など飲料水の確保を図る。

また、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」に基づき、支部内自治体に対し給水応援要請を行う。

なお、市外等からの応援は、道路の復旧が前提となるため、それまでの間の対応として、各避難所に「災害用ろ過装置」を配備するなど、受水槽、プール、池、川、琵琶湖等から飲料水を造水するための機器を整備する必要がある。

カ. 市内の広範囲で断水となった場合、避難所以外においてもトイレの設置が必要と考えられる。

現在、市では避難所数を基準として簡易トイレ等の備蓄を行っているが、大規模災害時にはそれ以上の数のトイレの確保が必要となることから、今後の備蓄数について見直しを行うとともに、緊急の場合は、リースによる仮設トイレの設置を行う。

また、し尿等排泄物の処理については、市内業者に収集運搬を依頼するほか、県が関係団体と災害一般廃棄物の収集運搬についての協定を締結していることから、県に対して応援要請を行うこととする。

### **(3) 倒壊家屋への対応**

#### **① 課題**

倒壊家屋が多数発生した場合、復旧には長期間を要することから、応急仮設住宅建設用地の確保や、公営住宅、民間賃貸住宅などの確保が必要となるほか、生活ごみや倒壊家屋のがれき等が大量発生するため、ストックヤードの確保が必要となる。

また、余震などによる二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を速やかに実施し、所有者へ知らせる必要がある。

さらには、家屋倒壊等の被害を被った被災者の生活再建に関する手続きには、罹災証明書の迅速な発行が必要であり、人員が不足するなかで速やかな対応ができるかが課題となる。

#### **②対応策**

応急仮設住宅の建設主体は県であるが、建設用地の確保は市の業務であるため、あらかじめ地理的条件等を考慮した候補地の選定を行うとともに、倒壊家屋のがれき等、大

量の災害廃棄物が発生するため、あらかじめ複数のストックヤード候補地の選定を行う。

また、多くの建物が倒壊した場合には、発災直後から応急危険度判定等を実施する必要があるため、土木班は速やかに「判定実施本部」を立ち上げ、県災害対策本部と協力し被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定を実施する体制を整える。

ア． 応急仮設住宅建設用地については、市立公園、市立スポーツ施設グラウンド、未利用市有地など、約3, 150棟分の候補地を選定している。

なお、不足する場合には、公営住宅（県営・市営）空き部屋の提供をはじめ、民間賃貸住宅空き部屋の提供や旅館・ホテル等宿泊施設の提供などについて、連携した対応ができるよう調整を行う。

イ． 災害廃棄物のストックヤード候補地の選定については、市立スポーツ施設グラウンド、未利用市有地、利用可能な市有林などを候補地とし、早期選定を図っていく。

選定にあたっては、冬季における対応を考慮し、積雪の少ない場所とする。

また、県では、滋賀県産業廃棄物協会との間に災害廃棄物処理に関する災害時応援協定が締結されていることから、県に対し支援要請を行うほか、県を通じ、他自治体のごみ処理施設における災害廃棄物の受け入れ支援について要請を行う。

ウ． 現在、市職員には被災宅地危険度判定士有資格者が10名在籍しているが、被災建築物応急危険度判定士は在籍していないため、市内の資格取得希望者に対し、取得費用の一部を助成する制度を設けるなど、判定士の養成を図っていく。

また、県を通じ滋賀県建築士会に対し、被災建築物応急危険度判定業務の応援を要請する。

なお、冬季における被災建築物応急危険度判定については、判定後、積雪によってさらに倒壊の危険度が増すことから、積雪を考慮した判定を行う必要がある。

エ． 罹災証明書発行業務が円滑に行えるようマニュアルを作成し、市職員を対象とした研修会を実施するなど、体制整備を行う。

また、基幹業務系システムデータのバックアップを確保することはもちろん、罹災証明発行等支援システムの導入を行う。

なお、罹災証明書の早期発行のため、人員が不足する場合は、県を通じ他自治体職員の派遣を要請する。

### 3. 避難所

#### (1) 広域避難所

##### ① 課題

大規模災害により広域避難所が使用不能となった場合や、家屋の損壊被害が市内の広範囲に発生した場合、避難所が不足する事態が発生する。

また、大規模災害により被害が市内の広範囲に及んだ場合、避難所運営を主導する市職員が不足することから、避難所のレイアウトや物資等の配給、要配慮者やペットへの対応など、避難所の運営に混乱をきたす。

さらには、車中泊に伴うエコノミークラス症候群の発症や、避難生活による疲労、ストレスによる心身の不調、感染症などに対するケアが不十分となり、災害関連死の発生などが懸念される。

##### ② 対応策

大規模災害時には避難所運営に十分な人数の市職員が配置できないことが想定されることから、自主防災組織等に対しては、災害時における避難所運営について、自主的な活動が行えるよう啓発を行う必要がある。

また、長期避難所生活における避難者の健康面でのケアや避難所不足に対する対応が不可欠となる。

ア. 避難所において、市職員のみによる避難所運営は困難と考えられることから、ボランティアや県を通じ避難所運営に係る他自治体職員の派遣を要請するほか、滋賀県隊友会高島支部など災害時応援協定団体等において、避難所運営に協力可能な機関・団体に対して協力を要請する。

また、避難住民による自主的な避難所運営が可能となるよう「避難所運営マニュアル」を作成し、防災リーダー研修会、防災出前講座、防災訓練などを通じて住民に啓発していく。

イ. 避難所生活での疲労やストレスによる心身の不調など、避難者に対するケアについては、DPAT（災害派遣精神医療チーム）による「こころのケアチーム」の派遣を要請し、医療チームによる専門的なケアを施す。その他、医師、保健師、看護師等による医療相談を行い、エコノミークラス症候群等の発生を防止するなど、被災者自身の健康管理に対し注意喚起を行う。

また、避難所においては、衛生状態の悪化に伴う感染症のまん延、また、冬季においては風邪やインフルエンザのまん延が懸念されるため、消毒液等の配備や、ト

イレを清潔な状態で保持するなど、感染症予防に対する対策を講じる。

ウ．避難所では、着替えや授乳、トイレなど特に女性に対するプライバシーの配慮が必要であり、こうした配慮が避難所生活における心的ストレスの軽減にもつながると考えられることから、避難所数に合わせ、簡易パーテーション等の整備を進める必要がある。

エ．広域避難所が使用不能となり、避難所が不足する事態が発生する可能性もあることから、広域避難所として指定していない市施設を代替施設として選定しておくほか、県所有施設の借用について県と調整を行う。

また、公営住宅（県営・市営）空き部屋の提供をはじめ、民間賃貸住宅空き部屋の提供や旅館・ホテル等宿泊施設の提供などについて、連携した対応ができるよう調整を行う。

なお、避難所不足や余震による建物倒壊の恐怖から逃れるなど、やむを得ず車中泊、テント泊による避難者が発生した場合には、市所有の駐車場やグラウンドの解放を行い、保健師等を派遣、巡回させるなど、避難者の健康管理に配慮する。冬季においては車中泊、テント泊の避難者に一酸化炭素中毒等に対する注意喚起を行う。

## （２）福祉避難所

### ① 課題

熊本地震においては、福祉避難所自体の被災により施設が使用できない例があった。

また、福祉避難所に一般の被災者が避難したため、本来、福祉避難所に避難すべき要配慮者の受け入れができない事態が発生した。

さらに、施設職員の被災により、人員不足であったことに加え、介護者がいないために受け入れができないケースがあった。

### ② 対応策

市では、市内の主要福祉施設と協定を締結し、災害時の要配慮者の受け入れについて協力を依頼している。

なお、全ての施設が耐震基準を満たした施設となっている。

ア．福祉避難所が使用不能となり、要配慮者が一般の広域避難所を使用する場合を想定し、簡易ベッドなど必要な物資の整備を図っていく。

イ．受け入れにあたっては、要配慮者だけでなく、その介護にあたる家族も一緒に避難することを考慮した受入人数をあらかじめ把握しておく。

ウ. 福祉施設の協力のもと、市総合防災訓練等において、発災から受け入れまでの一連の行動を確認、検証を行う。

エ. 施設職員の被災などによる人員不足に対応する取り組みについては、県老人福祉施設協議会などにおいて、県内外事業者間の相互応援について強化が進められており、早期実現を要望していく。

### (3) ペット対策

#### ① 課題

避難所においては、様々な人々が共同生活を送るため、動物が苦手な人や動物アレルギーのある人、鳴き声や臭い等の問題により、ストレスやトラブルの原因となる。

また、避難所は通常的生活環境とは大きく異なるため、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性がある。

#### ② 対応策

避難所において、人の生活場所とペットの飼育場所を分ける方法や、ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法などが考えられるが、避難所の形態や地域における人とペットの関わり方などを考慮して、避難者の合意のもと、各避難所の運営を行ううえで、適切な措置を図っていく。

ア. 区・自治会の防災訓練等において、ペット同行を含め、実際に即した避難訓練を実施するよう、区・自治会に依頼する。

イ. ペット飼育者に対しては、しつけや健康管理など、災害時における心構えについて広報誌やホームページを通じて啓発を行う。

## 4. その他

### (1) 遺体収容所

#### ① 課題

現行の地域防災計画では、被災現場近くの公共施設や寺社等を遺体収容所として指定することとしているが、被害が市内の広範囲に及んだ場合、小規模の遺体収容所が至る所に多数設置されることとなる。

遺体収容所では、医師立会いのもと、警察による検視が行われるが、警察官、医師の人員が不足するなかでは、検視作業の遅れが予想される。

作業の効率化、迅速化を考慮した場合、遺体収容所は、市内数箇所に集約する必要がある。

#### ② 対応策

死者が多数発生した場合、遺体の検視、引き渡しを迅速に行う必要があるため、遺体収容所は市内数箇所に集約して設置することが望まれる。

また、屋内施設であって、多数の遺体を安置できる施設が適当であることから、あらかじめ候補施設を選定しておく必要がある。

ア. 屋内施設で一定の面積を要し、電気・水道等の使用が可能な施設が望まれることから、市所有施設のうち、使用可能な施設を検討し、高島B&G海洋センター多目的屋内運動場を候補地として選定する方向で調整中であり、高島警察署と協議のうえ、早期に確定を行う。

イ. 農業協同組合をはじめ、市内の葬祭業者と応援協定を締結するなど、葬祭ホールの借用について関係者と協議を行う。

#### ◆今後の実効性ある対策行動について

この検証結果に基づき、対策班毎に業務の詳細な実働マニュアルの作成を行う。また、防災訓練等において、その実効性について検証を行うものとする。